

質問No	質問	回答
1	証明書を相手国へ直接送付する機能について（資料2、17、18ページ）、利用できる国、品目や、証明書（副）をダウンロードする場合の証明書（副）の利用方法が知りたい。	証明書の直接送付機能では、電子媒体の証明書原本を相手国へ送付します（紙には印刷されません）。 資料2の17ページ、相手国に輸出証明書を送付する場合に該当する国等は、「オーストラリア向けカキの原産地証明書」のみです。 また、18ページ、輸出事業者が輸入事業者に輸出証明書を送付する場合については現在該当する国はございません。輸出先国との協議がまとまり、当該運用を開始する場合は、農水省HP等でその旨周知する予定です。証明書（副）のダウンロード画面から、証明書原本のダウンロードが可能となりますので（紙への印刷は不可）、事業者様でダウンロードいただき輸入事業者へ電子媒体の証明書原本を送付いただく手順となります。 上記以外の証明書における、証明書（副）（公印なし）のご利用方法はこれまでと変更はございません。 なお、紙媒体の証明書原本を政府より申請者以外の方へ直接送付することは承っておりません。
2	食品製造所登録は、生産地証明の「生産・加工施設情報」に反映されるのでしょうか。	資料2の119ページ05製造所申請については、自由販売証明書の申請で使用する機能となります。そのため、産地証明書へは反映されません。
3	資料2の119ページ05製造所申請の別添資料とは、何の書類を添付する必要があるのでしょうか。	製造所登録に必要な別添資料については、こちらのHPより「輸出証明書発給システムについて」をご確認下さい。 【ホームページURL】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_sonota.html#exporter_guide3
4	資料2の55ページ3-4-4「中国向け水産物と生産・加工された全ての食品・飼料は、1申請に対して複数明細を追加することが可能になります。」について、例えば1回の出荷で30品目を輸出する場合に、明細を30件登録して1回の申請で済むようになるという認識で正しいでしょうか。追加の明細についてもフォーマットで取込み可能なのでしょうか。 また、明細が複数登録できるようになってもこれまで通り1品目につき1件の申請の方法で証明書を申請することは可能でしょうか。	中国向け水産物と生産・加工された全ての食品・飼料については、これまで複数品目を輸出する場合、品目数分（明細分）の証明書を申請する必要がございましたが（30品目あれば30申請）、今回の改修で、一括登録様式を用いて明細を登録し、1度で複数品目を申請することが可能となりました。そのため、30品目を一括登録様式に記入いただき、システムにアップロードいただくと、1度の申請で証明書を申請できます。 また、これまで通り、1品目ずつ申請することも可能です。 一括登録様式については、こちらのホームページをご確認ください。 【ホームページURL】 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/ikkatsu_yoshiki.html

5	中国政府と放射性物質検査証明の書式が決まっていないので発行できないと聞いたが、発行できるようになったのでしょうか。	放射性物質検査証明書については、10都県以外の野菜、果実、茶葉及び乳（各々の加工品を含む）のについて、中国政府と検査項目が合意されていないため発行することができません。詳しくはこちらのホームページをご確認ください。 【ホームページURL】 http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/china_shoumei.html
6	これまでは植物防疫所などに依頼していたPHYTOSANITARY CERTIFICATEもこちらから申請するようになるのでしょうか。	現在、一元発給システムで発行できる証明書の種類は、原発事故関連の証明書（検査証明書、日付証明書、産地証明書）、衛生証明書、漁獲証明書、自由販売証明書、となっております。
7	gBIZアカウントをまだ取得していない場合、10/1以降ログインできなくなりますか。	10月1日以降も、アカウントの有効期限内でご利用いただけます。 また、当該システムへのログインは、当面の間、旧システムにご登録いただいているメールアドレスをアカウントIDとしてログインすることが可能ですが、当面の措置のため、法人又は個人事業主におかれましては、gBizIDの取得をお願いいたします。gBizIDを取得できない事業者（個人等）および取得していない事業者の場合は、有効期間が3年間となっておりますので期限が迫りましたら更新手続きをお願いいたします。なお、登録された利用者の有効期限の30日前にメールでお知らせいたします。
8	「一元的な輸出証明書発給システム」のログインのページを忘れてしまいました。	ログインページはこちらのホームページに掲載しております。 【ホームページURL】 https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html 【ログインURL】 https://x-shinsei.maff.go.jp/exportweb/
9 (更新)	手数料納付について、これまで手数料はかかっていませんでしたが、どのような場合に必要となるのでしょうか。	証明書の発行手数料については、令和2年に制定された輸出促進法及び同法施行規則に基づき、令和7年4月1日以降、申請1件あたり870円の発行手数料の納付を要することとされています。詳しくは以下のホームページをご確認下さい。 【ホームページURL】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-8/shoumei_charge.html
10 (更新)	資料2の93～118ページにおける施設の申請については必須でしょうか。	施設の申請が必要な国、輸出品目については、詳しくはこちらのホームページをご確認ください。 【ホームページURL】 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei.html
11 (更新)	その他のご質問	ご質問の意図及び状況が必ずしも明確でないものに関してはお答え出来かねましたため、個別のご質問については直接お問合せ下さい。
12	その他のご意見、ご要望	ご意見ご要望等ありがとうございます。引き続きシステムの機能改善に努めてまいります。